

平成19年2月1日

三菱UFJ信託銀行株式会社
代表取締役 上原 治也 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成18年7月25日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャンボスクエア山科
京都市山科区音羽野田町1番地

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成17年経済産業省告示 第85号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

- 3 附帯意見

今後は、駐車場の利用状況に応じ、必要な台数確保に努めることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域及び第二種中高層住居専用地域に立地しており、店舗北側には道路を隔てて店舗併設高層住宅、東側には京都外環状線を隔てて店舗併設高層住宅、西側は四ノ宮川を隔てて住宅、南側は店舗併設高層住宅が立地している。

今回の変更は、契約駐車場の一部契約解除により、敷地の区画が変更になり、駐車場出入口の位置が変更になったものである。また、現行収容台数確保に努めたが、周辺に契約可能な駐車場がなかったため、収容台数の減少となった。

2 説明会の状況

説明会については、店舗周辺の住宅に対して説明ビラによる変更の周知を行ったことと、駐車場の利用状況から、周辺環境に与える影響が少ないと判断し、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づき、説明会開催不要認定を行ったため、開催していない。

ただし、当該商業施設において届出内容の概要を4箇月間掲示した。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

駐車場の出入口の位置の変更及び収容台数の減については既にも実施されており、その後、報告のあった駐車場の利用状況からも周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

今後は、駐車場の利用状況に応じ、必要な台数確保に努めることが望まれる。